

別記様式 1

会 議 概 要 書

|          |  |
|----------|--|
| 審議会等の名称  | 令和2年度 第2回 磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会   |
| 担当部課名    | 健康福祉部 国保年金課 (内線 2151)  |
| 会議の開催日時  | 令和2年8月27日(木) 午後3時から午後4時35分まで   |
| 会議の開催場所  | 磐田市役所西庁舎 3階 304・305 会議室  |
| 出席者      | <p>磐田市国民健康保険運営協議会委員 17人<br/>         (公益代表5人、被保険者代表5人、保険医・薬剤師代表5人、被用者保険等保険者代表2人)</p> <p>市長<br/>         事務局職員 6人<br/>         (健康福祉部長、国保年金課5人)</p>   |
| 議題       | <p>議事</p> <p><b>【磐田市の国民健康保険税率のあり方について】</b></p> <p>1 国民健康保険税の現状について<br/>         2 保険税率の見直しにかかる方針の確認について<br/>         3 答申までのスケジュールについて</p>   |
| 配付資料等の件名 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・磐田市の国民健康保険税率のあり方について(諮問)(写)</li> <li>・国民健康保険税の現状について</li> <li>・保険税率(賦課方式)の見直しにかかる方針の確認について</li> <li>・答申までのスケジュールについて</li> <li>・事業費納付金の財源内訳の推移と中長期的な税率改正のイメージ等</li> </ul>   |
| 概要       | <p>議事</p> <p><b>【磐田市の国民健康保険税率のあり方について】</b></p> <p>1 国民健康保険税の現状について<br/>         2 保険税率の見直しにかかる方針の確認について<br/>         3 答申までのスケジュールについて</p> <p>委員 質問が2つあります。1つは、先ほどの資料の中で、県の目標時期、ゴールは2027年、令和9年に、保険料水準を統一して、赤字を解消するといっているのに対して、令和13年度までに3回に分けて改正していくというイメージをいただきました。令和9年では現実的ではないので、実態に合わせて令和13年度までに解消していくというイメージか。前回、1月のときは、12年かけて4回で改正するというプランを議論したと思うが、今回のものが最新のプランということではないか。</p> |

事務局 県の運営方針は、9年を目標としておりますが、9年までの解消ですと、被保険者の皆さんに与える影響が大きいのではと事務局では考えております。その場合に、どれくらいの負担を強いることになるかということをお示ししながら、場合によっては県のいうとおり9年までというご意見もあるかもしれませんし、それは少し負担が大きいというご意見もあるかと思えます。そのようなところをご議論いただければと、考えています。今年の1月に、赤字解消計画をご提示させていただきましたが、その計画も令和4年度を1回目として、令和13年度まで計4回の改正でということですので、大枠は今回お示ししたイメージと同様となっています。

委員 参考資料の表について、質問させていただきたい。真ん中の表、医療分、後期分、介護分の金額があるが、資産割の平均値がよく分からなくて、トータルも入っていない。トータルがどのように推移して令和13年度どうなるのかというのが見えにくい。出せないのか。単なるイメージだけなのか。

事務局 4回にわたっての税率改正の1つのイメージとして、ここに税率の数字を入れたものを提示させていただいているが、今のご質問の内容がよく分からないのですが。

委員 均等割とか、平等割で金額が入っていますね。これは多分1人当たりの平均だと思うが、資産割で1人当たりの金額がこれぐらいになるだろうとか、トータルがさっぱり分からない。

事務局 ここに書かせていただいているのは、税率、税額を出すための基礎となる率を出しています。1人当たりの税額ということではなくて、現行の税率が、医療分、後期分、介護分とそれぞれ所得割率、資産割率はパーセントで示しています。それから、均等割額、平等割額は、1人当たり、1世帯当たりの額となりますので、それをベースにして実際の世帯にかかる税額を計算していくという、その根拠になるものです。これ

を段階的に、令和13年度までに標準保険税率に近づけていくという資料になりますので、ご理解をお願いします。

委員 現行が1人当たりトータルいくらくらいで、13年度になると1人当たりどのくらいになるというのは、出ますか。

事務局 先ほど説明させていただきましたとおり、令和元年度ですと、1人当たり平均がおおよそ9万円です。例えばですが、このイメージですと、赤字を1回の改正で、1.5億円削減する、現状の被保険者数が約3万5千人ですので、単純に考えますと、1人当たり4,300円ぐらいの負担をお願いすることになりますけれども、改正の内容によっては被保険者個々にそれぞれ違いもありますので、そういったところを次回以降、資料をお示ししながらご協議いただきたいと思いますと考えております。

委員 基本的な質問でよろしいですか。資産割というのは、不動産までが入るのでしょうか。どうしてこう思ったかという、若い方は、その不動産を得るために頑張っています。ある程度の年齢の方は、不動産を得た後に対して、今の生活を持っています。不動産を得るために頑張っているその所得に対して、課税をひどくしてしまうと、そもそも不動産を持って、ゆったり暮らしている方が、年金しかなくて、所得が少ないという方に対して、少ない課税になると、そのへん不公平になってしまうのではないかという単純な疑問ですが、そのことに対してはどのようにお考えですか。資産割をなくすというのは、構わないが、そのへんはどのようにお考えなのか、教えてください。

事務局 資産割につきましては、その世帯の固定資産税額に対して、税率がかかってくる形になりますので、有価証券とか金融資産にはかかりません。あくまで、固定資産税の償却資産を除く土地・家屋分に対して、税率をかけて税額を求めるという形になっています。新たに、自分の持ち家を持った、その人たちに税金を掛けることと、不動産

経営で、土地・家屋を持っていて、その分固定資産税を払っているけれども、経費がかかって不動産所得が出ていない方とのバランス的なことは、確かに違うかなというところがあります。資産割の場合は、特に二重課税という評価をいただいている、固定資産税を払って、さらに国保税も払うのかというご意見もあつたりして、そんなことを踏まえて、全国的には資産割を廃止していこうという流れになっているということです。

資産割は、安定的に集まってくるものとして、保険者としては大切にしておりました。一方では、二重どりではというご批判も受けます。以前は、農業をやっている方など、事業所得のある方がたくさん入っておりましたけれども、所得を得るために持っている資産に対して掛けさせていただくというのが、この制度ができた当初の資産割のあり方だったように感じるところがあります。今は、被用者の方とか、年金だけの方が大半ですので、その方たちの資産に掛けるのはいかなものかということから、だんだん減っているという状況にありますので、当市も合わせていく必要があるかと思いますが、県内でも資産割の割合が高いほうですので、一度になくすというのは乱暴かなと思ひまして、そのあたりも皆さんのご意見をお伺いできればと思ひています。

委員 最初に、諮問を受けた日が今日の文書にあると思ひます。この会議の文書をいただいたのが、8月20日。このときに、すでに諮問があるよということが、多分役所の中のことですから分かっているという文書を出したのだと思ひますが、私としては、本来なら、諮問を受けて、この会議を設定するという考え方ではないかと思ひます。せめて、市長からの諮問を8月20日になるとか、そういう方がいいのかなと、私は個人的には思ひました。

それと、資料1の下段の医療費の推移ですが、内容を教えてもらいたい。磐田市の

1人当たり医療費と県の平均が上の方に折れ線グラフで載っていますが、同じようなところで数値が載っているところがあります。上段と下段がどちらなのか分かりにくいところがありますので、平成26年度以降、どちらが県の数値なのか教えてもらいたい。それと、2ページ目の収納率の関係ですが、磐田市が4番目ということですが、できたら、上位3市を教えてください。

それと、4ページの決算のところですが、令和元年度の決算というのは、正式ということでしょうか。決算議会が9月ということかもしれませんが、確定しているのか、これからまだこの数字が動く可能性があるのか教えてください。

それから、資料2のところですが、税率を平成21年度以降据え置いた理由を教えてください。なぜ、令和4年度以降計画的に実行するのかという、そのへんの理由を教えてください。また、4方式の採用、イメージでいくと令和13年には資産割がなくなりますが、なぜ4方式を現在採っているのか、教えてください。

事務局 まず、資料1の1ページの下段、医療費の推移のところでは、平成30年度までは、磐田市の平均のほうが県平均よりも下回っています。従って、平成26年度や平成29年度はほぼ同じですが、それでも上回ったことはありませんでした。昨年度については、上回ってしまったという結果です。

収納率については、今、すぐ出ませんが、島田市が昨年度も、一昨年度も県内の市では一番高く、掛川市には30年度は負けたけど、元年度は抜いたという記憶がございますが、詳細なところは、次回にお示しさせていただきたいと思います。

据え置いてきた理由ですが、平成20年度に後期高齢者医療制度の開設ということで変えました。変えたときには、何年に1度ということは決められていませんでした。平成21年のリーマンショックなどもあって、個人の所得の落ち込みがあった。そんな状況でなかなか上げるのは容易ではないという判断で、

ここまでできているというのが1つの理由かと思えます。

国保税率をこれまでずっと据え置いてきた理由というのは、冒頭の市長の話の中でも少しありましたが、決算を最終的に見てみますと、決算剰余金がかかなり出ていた。それを基金に積み立ててきたという経過から、税率を上げなければいけないという議論はするのですが、決算を見るとそれほどでもないのではないかということが、事実あったというところが、大きいのかなと思っています。平成29年、30年の改正前の頃から、基金をずっと取り崩して、法定外繰入と基金を両方つぎ込んで財政運営をしてきていて、現在、基金が底をついてきている。それによって、現在の財政状況が見える化していくということ、この間、してきました。そういう中で、税率改正の必要性がはっきり見えてきたということで、それまではなぜしなかったかと言うと、今、申し上げたように案外財政の余力があったということだと思っています。その中で、4方式をずっと採り続けている状況は、制度改正後、30年の制度改正のときに資産割を県下統一で廃止するという動きになって、それから加速度的に各市町が取り組んできているというような状況で、それまでは4方式が結構多かったです。その議論は前からあったわけですがけれども、税率改正をするときに合わせてしていこうということから、4方式をこれまで採り続けていまして、今も続けているということです。今度の税率改正に合わせて、それを見直ししていくと考えているところです。

あと1点、資料1の4ページの決算のところです。事業費納付金など給付費を除く歳出をする場合に必要な歳入ということで、決算と同様ではありません。給付費を除いた歳出にかかる保険税収入の必要額を示すための資料ということで、ご理解ください。

一番初めのご質問ですが、諮問の日が今日で、実際に皆さんのところへご案内したのがもっと以前だったというお話のところですが、この会の冒頭で市長から諮問をさせてい

ただ、皆さんの前で諮問をさせていただいて進めていきたいという思いがありました。ただ、会の招集については、それ以前にせざるを得ないということもありますので、そういうずれがあったということをご理解をお願いしたいと思います。

委員 県のほうで、税率改定が令和9年でという話があったと思いますが、この会で、例えばもう少し伸ばした方がいいよということでまとまった場合に、県がそれを受けるとい話はあるのですか。それとも、なんでもかでも9年でやれよという話なのか、余力がまだあるようなことなのか、それを教えてください。

事務局 今の、令和9年度、2027年度に保険料水準を統一するという1つの目標を県が今まさにパブリックコメントをしているところですが、そういう方向性でいるというところについては磐田市も再三、そこでは難しいですよ、無理ですよという話をこれまでもしてきました。県も、あくまで目標だという捉え方をしていまして、実際3年後に目標年次も合わせて検証すると言っておりますので、今の時点での目標という捉え方しております。目標ということですので、まるっきり無視していいのかということにはならないかもしれませんが、やっぱり我々は、被保険者のことを考えて、現実的な対応をしていきたいと思っております。県が言うには、医療費水準を統一することを1つの条件としていますが、今、静岡県内の各市町で1.3ポイントの、高いところと低いところの違いがありますが、それが果たしてゼロになるかということ、なかなか言えないんじゃないかと、県の担当者も言っているくらいですので、あくまでも目標という捉え方で今はいるということでございます。

委員 今日もらった参考資料のイメージでいうと、令和13年、これが赤字解消のイメージということですね。現在、令和2年の国民健康保険税31.2億円から33.5億円に、人数は減るけれども、4千人弱の3万1千人

で、2億3千万のアップを図っていくというイメージでいいですか。

事務局 本日お分けした参考資料につきましては、ある1つのイメージという捉え方でして、保険税がどこまで上がっていくとか、今の時点で、明確に想定しているわけではありません。事業費納付金を算定するについては、毎年毎年、医療給付費の総額をベースにして、各市町の割当分を県が算定して提示をしますが、今、医療給付費が、例えばコロナの影響で少し下がっているなどいろいろな状況があります。県が、平成30年度の国保の特会の決算で、約40億の決算余剰金が出ていまして、それを事業給付費に還元するというのがこれから話し合われていきますので、事業納付費の全体像というのが、毎年毎年流動的な部分がございます。そういう中で、この場で話をするには、ある程度固めて話をしないと、税率設定ができませんので、固めるシミュレーションをこれから皆様にご提示して、議論を深めていきたいと考えています。

委員 金額は違うかもしれないが、4千人くらい減った中で、2、3億円、改善しなければいけないという話か。

事務局 被保険者数は減るけれども、税収はその乖離分が大きいので上げていかなければいけないというイメージです。

委員 前にも訊いたことがあるが、資料1の収納率のところ、95%ということだが、金額ベースで、未収はいくらになりますか。

事務局 おおよそ1億2千万円くらいの未収金があります。

委員 これはずっと残るのですか。回収はどうなりますか。いつまで残るのですか。

事務局 4%の方が滞納します。それが繰越金分として残ります。滞納繰越分として、昨年度ですと、約33%の収納率がありますけれども、翌年度に1億2千万円のうち、何割かは回収します。古くから残っている未収分については、どうしても取れないということだと不納欠損として処分します。1億2千万未収分を繰り越しますけれども、

何割かは翌年度以降で回収していくということですが。

委員 全然話が違うかもしれませんが、消費税が5%から10%になった、その財源はどこにいったのですか。社会保障に使われるのですか。

事務局 実際に消費税分の割当先というのは、市の財政の中にもいくつか項目としてありますが、国保に消費税分が充てられているかということ、国全体の中では、消費税財源が何%か、例えば30年度の制度改正の中で、3,400億という財政支援を国がしているということになっているが、その中に消費税分がある程度充当されているという認識はあります。

委員 併せてお伺いしたいのですが、保険税の未納者4.2%、それが1億2千万ですか、それを今後、未納者に対する徴収方法を改善していくという話をされましたが、今現状、どういうふうにやっているのか、参考にお聞きしたい。

事務局 国保税の収納については、収納課が担当しています。今、国保の滞納繰越分が調定額で約5億円ほどですが、以前は、10億円を超えているときもありました。それを収納努力によって、年々滞納繰越額を減らしているし、滞納繰越分の収納率も上がっています。それは、高額滞納者は、県にできた滞納整理機構に移管するなどして、滞納処分を以前と比べて強化している、それを維持しながら、収納率が低下しないように頑張っていくということです。

委員 未納者の状態というのは、ある程度把握されているのですか。

事務局 生活状況等を踏まえて、その人に合った納付方法を相談させてもらっていますし、資力がありながら納めないという人については、差押など厳しい処分をしているという状況でございます。

委員 職業別はどうですか。

事務局 職種別までは詳しく承知しておりません。

委員 資料2の赤字繰入れのない市町というの

は、増えていますがけれども、どういう施策をして、増えているのですか。もう1つ、今日の参考資料に、法定外繰入金6.1億と書いてありますね。それで被保険者数3万5千人。そうすると、割るとだいたい1万何千円くらいですか。これをいきなり今の磐田市の国保税に上乗せしたら、県内で上からだいたいどれくらいの順位になるのですか。

事務局 資料2の3ページ赤字繰入れのない市町が、目標がどうして増えているかということで、よろしいですか。これは、平成30年度において、決算補填目的とした赤字繰入れのある市町が7市町ですので、赤字繰入れのない市町が30年度は28市町ですが、これを令和9年度までに赤字繰入れのない市町が全てになる、赤字繰入れがなくなる、それを目標とした表になります。

委員 現状、28市町は赤字繰入れがないということですね。それはどうしてですか。国保の加入割合は、20何%で、県と同じくらいだと先ほどおっしゃっていましたが、なぜ、そこで違いが出てくるのですか。

事務局 市町ごとの国保税率に違いがありますし、収納率も違います。

委員 はっきり言うと、国保税を上げているということか。

事務局 1人当たりの調定額が県平均と比べて、1万2千円以上違います。

委員 上がっているから赤字繰入れがなくなったということか。そうすると、磐田も、1万何千円ですけども、それを突然やるのは無理でしょうけれども、今、県平均よりも大部低いですよ、これを上乗せしたら、県でどれくらいまでいくのですか。

事務局 県平均並みにすると、標準保険料率まではいきませんが、資料1の6ページの平均ぐらいにすれば、これくらいの位置にいくということです。

委員 そうすると法定外繰入もなくなるということですか。

事務局 はい、なくなります。

委員 資料1の5ページ、参考①「被保険者1

人当たりの保険税調定額の県内市町比較」で、合計と医療分と後期分と介護分とそれぞれ出ていますけれども、足すと合計にならないのではないかと思います。これはどういうことですか。

事務局 介護分につきましては、40歳以上65歳未満の被保険者数で割っておりますので、そこで少しずれが生じます。

委員 諮問の中で、過度な負担とならないような形で段階的に改正していくということです。最終的に令和3年7月に答申をするという目標ですが、今日、8月27日にこういった大変だという話を聞いたわけですね。お願いですが、答申までのスケジュールで、11月に来年の話で、また大変だという話が出ると思います。年が明けた1月になって初めて、被保険者世帯への影響というのが出てきているのですが、次回、若干でも被保険者への影響ってどうなるのかを具体的に知っておきたい。というのは、7月の答申までに頭の中でイメージしておきたいというのがあって、年が明けて半年くらいで答申までいくというよりは、11月くらいに少し可能なら、1月にやる部分の資料をもらいたいと思っていますので、検討してみてください。お願いします。

事務局 今回のスケジュールを組むときに、いろいろイメージを考えましたが、少し段取りを踏んでいこうと思っている中で、個別のケースというか、1人1人に対しての影響を1回きちんと示していかないと、その後の議論も進まなかったりとか、また元に戻ったりとか、行ったり来たりというのがあるかと思っています。

委員 可能であればお願いしますという要望です。

事務局 そうしたことも考えさせていただきたいと思います。

委員 参考までに説明いただければ、結構ですが、お伺いします。今回税率の改正ということですが、コロナ渦で非常にタイミングが悪い。被保険者の方々というのは、デリケートで大変厳しい経済状態の中にあると

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>思いますので、現在の収納状況を大雑把で結構ですので、参考までに教えていただけますか。</p> <p>事務局 コロナの影響を考慮しながら、ご検討していただきたいと思います。現状ですが、まだ、8月末収納率の比較ができておりませんが、個人経営の方が大変という事情もありますので、国保税の減免制度というものを設けております。それで、100件近くの申請がありまして、順次審査しながら、基準に合った方には国保税の減免を進めています。支払いが難しい方については、1年間納付期間を延長するという猶予制度も使いながら、ご事情に合わせた対応を取らせていただいています。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
| 備 考 |  |